

2026年6月11日

株主各位

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
株式会社 ティラド
代表取締役 CEO 兼 COO
社長執行役員 宮崎 富夫

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、2026年7月1日付をもって当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割り当てを受ける権利の基準日を2026年6月30日と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年7月下旬にお届出住所にお送り申しあげます。
- 2026年7月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座管理機関

照会先 〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)